

金融機能強化プログラムと地域金融再編

—中国地区の分析—

兵 藤 隆

I. はじめに

かつては「都市銀行」と呼ばれ、現在は「メガバンク」と称されている大手銀行の再編は、現在、渦中にあるUFJ銀行と東京三菱銀行の経営統合問題を例に出すまでもなく、平成15年の「金融再生プログラム」(平成14年10月30日公表)の実行によって急激に加速していったことは周知の通りである。平成16年8月1日施行の金融強化プログラムは金融再生プログラムをさらに一歩進め、金融持ち株会社にも公的資本を注入しながら、合併再編を促し、金融システムの安定化と資金循環の円滑化を図ろうとするものである。一方で、公的資本投入のためのルールを定め、金融庁による監視を厳しくしながら経営責任を明らかにするという面では、金融再生プログラムと同様である。平成15年の金融再生プログラムでは、不良債権の処理促進を目的として15の金融機関に公的資金が注入され、結果として、大手銀行を中心に合併再編が促進された。では、さらに金融機能強化プログラムが実行された場合、中小金融機関を中心とした地域金融においても同じような結果がもたらされるだろうか。本稿では、まず、金融機能強化プログラムの概要について述べ、中国地区の現状を分析しながら、そのルールを適用した場合、地域金融再編がどのような形で進んでいくのかを考察していきたい。

II. 金融機能強化法の概要

平成16年8月1日施行の金融強化プログラムは、正式には「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」および「預金保険法の一部を改正する法律」という二つの法律を併せたもので、以下では金融庁における通称に習って、

本稿においても「金融機能強化法」と呼ぶことにする。

この法律の目的は、①地域経済の活性化に向けた改革、②金融機関のリスク対応能力の向上、③地域金融の円滑化のための環境整備である。

従来の公的な資本増強のための制度では、「預金保険法102条1号措置」と「組織再編成促進特措法」を利用してきた。前者は、金融危機の未然防止を目的として地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じる恐れがある場合に限定し、後者は組織再編成の促進による金融機関の経営基盤の強化を目的として合併などにより低下した自己資本比率を回復させるのに必要な額までに限定する形で公的資本を注入してきた。今回の金融機能強化法では、「預金保険法102条1号措置」で金融機関への直接の資本増強のみが可能であったものを、「預金保険法の一部を改正する法律」をもって銀行持ち株会社を通じた資本増強を可能とした点に特徴がある。これは、平成15年にりそな銀行が1兆9600億円の公的資本増強した際、りそな銀行により新規に発行された株式を持ち株会社であるりそなホールディングスが株式交換によって取得し直すという作業が発生した経験を活かしたものである。

金融機能強化法にて公的に資本増強を行う場合、当該銀行が預金保険機構へ株式の引受を申し入れることになる。株式の種類は、経営強化計画に結果責任の記載がある場合は取締役等選解任議決権付き優先株、それ以外は議決権のない優先株とし、自己資本比率が基準未満の場合は、普通株による資本参加も認められている。ただし、この枠組みは平成20年3月までの時限的なものである点に注意しなければならない。

また、この申し入れを行うために、当該金融機関は経営強化計画（三年以内）を提出する必要がある。収益性や効率性について数値目標の設定とその達成のためのビジネスプランの記載が求められる。より具体的には、コア業務純益ROAの上昇幅や経費率の低下幅、不良債権の処理目標などを設定する必要がある。

さらに、責任ある経営体制の確立に関する事項として地域経済活性化に資するビジネスプランの記述が必要とされ、経営陣のモラルハザードを回避す

るため、自己資本比率が基準未満の金融機関の場合、経営責任および株主責任の明確化に関する事項、合併などの抜本的組織再編を行う以外の場合は、経営強化計画の秋期において数値目標が達成されない場合の経営責任の明確化に関する事項などきめ細かい記述が求められることになる。

では、このプログラムを適用し、公的資本を注入するための選択基準はどこにあるだろうか。金融庁(2004)「月刊金融庁広報誌アクセスFSA」20号掲載の法令解説によれば、(1) 収益力改善に向けた相応の経営改革が行われるか (2) 信用供与の円滑化など地域経済活性化のための方策が具体的か (3) 公的資金の回収が困難であると認められていないか (4) 合併を選択しない場合、組織再編成や事業縮小などの事業再構築など経営基盤安定のために必要な措置が講じられているか (5) 自己資本比率が基準値未満の銀行の場合、自己資本比率が基準値以上行との合併を行うか、「地域経済にとって存続が不可欠な金融機関」として投資家が相当程度の増資に応じていることなどの追加的な要件を満たしているかなどがポイントとして挙げられている。

(1) の収益力改善については、コア業務純益ROAの上昇幅が同一業態で比較的上位の金融機関の最近の実績以上のものであることや不良債権比率の低下が具体的に求められている。

(2) の信用供与の円滑化では、「経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」という記載があり、具体的には、新たに就任する役員 の就任の承諾を得ていることや部門別に適切な損益管理がされていることなどが挙げられている。

(3) の資金の回収については、商品性や剰余金の積み上がりなどを勘案することの他、「適切な資産査定がされていること」が要件とされている。そのため、直近の財務諸表、その適正性について代表者が確認した旨を記載した書面、および、監査法人等によるチェックが行われている旨の書面を提出しなければならない。また、同時に、当該財務諸表が当局による検査を的確に踏まえたものであることが求められている。

(5) のポイントでは、自己資本比率が基準値未満に低下した金融機関は市

場原理からいえば淘汰されうるという前提で、合併などの抜本的な組織再編成が基本条件となることを示している。ただし、特例として挙げられている「地域経済にとって存続が不可欠な金融機関」については地域密着度などが勘案されるとしているが、具体的な記述はなく、曖昧さを残している。

Ⅲ. 金融機能強化法において重視されている指標

金融機能強化法では、公的資本による資本増強に際して、当該金融機関のガバナンスを経営強化計画（三ヶ年）によって確保することが条件となっているのはすでに述べたが、具体的に、そのビジネスプランに記載すべき数値目標の中身についてみていくことにしよう。

公的資本注入後の金融庁による当該金融機関のモニタリングに関しては、同庁ホームページに掲載されている監査マニュアルを見てもらうとわかる通り、非常に細かい財務諸表データがその検査対象となっている。ここでは、それらすべてのデータについて考察するのではなく、金融機能強化法に記載されている、すなわち、特に金融庁が重視していると考えられるデータとして、以下の四つをとりあげる。第一に「自己資本比率」、第二に「不良債権比率」、第三に「業務純益ROA」、最後に「経費率」である。以上のデータは金融再生プログラムにおいても同様に記載されているもので、金融庁が特に注視していることが伺える。この四つのデータを総合してみると、金融庁が金融機関経営に求めているのは、「健全性」、「収益性」、「効率性」であると言い換えることもできるだろう。特に、従来の護送船団金融行政の中で「健全性（安全性）」と引き換えに置き去りにされてきた感のある「効率性」については厳しい対応を迫っているものといえる。

最初に「自己資本比率」についての定義をみてみよう。自己資本比率とは、「リスクアセットに対する自己資本の割合」であり、

$$\text{自己資本比率} = (\text{Tier1} + \text{Tier2}) \div \text{リスクアセット}$$

として定義されている。これは、国際決済銀行(BIS)による国際統一基準が適用されている。より具体的には、分子にあたる部分は「Tier1 (基本的項目) = 資本金 + 新株式払込金 + 資本準備金 + 利益準備金 + 任意積立金 + 次期繰越金」, 「Tier2 (補完的項目) = 有価証券の含み益の45% + 不動産の再評価益の45% + 一般貸倒引当金 + 劣後債, 劣後ローンなど」として定義されており、分母も単なる総資産ではなく、リスクアセットとし、デリバティブなどのオフバランス取引も考慮される仕組みになっている。自己資本比率は、金融機関経営の「健全性」を反映しており、これらが高いほど経営基盤が厚いということの意味することはいうまでもない。

次に、「不良債権比率」を取り上げる。不良債権比率とは最も単純にいえば「貸付関連資産の合計額に対する不良債権の比率」であるが、不良債権そのものの定義には様々な基準がある。金融庁では、「金融再生法開示債権」で適用されている基準を元に、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (破綻先債権および実質破綻先債権)」、 「危険債権 (破綻懸念先債権および要注意債権)」、 「要管理債権」を不良債権として定義づけている。不良債権比率も自己資本比率と同様に「健全性」を表す指標であるが、近年の金融システム不安定化の中心的役割を演じてきたのがこれらの不良債権であることは周知のことであるので、ここで改めて説明する必要はないだろう。

三番目に取り上げるのは「業務純益ROA」である。ROAとは Return On Assets の略称であり、「総資産に対する利益の割合」を表している。金融機能強化法の中では、「コア業務純益ROA」と記載されており、定義を以下のように説明している。

$$\text{コア業務純益ROA} = \text{コア業務純益} \div \text{総資産}$$

$$\text{コア業務純益} = \text{業務純益} - \text{債券5勘定戻}$$

$$\text{業務純益} = \text{業務粗利益} - \text{経費} - \text{一般貸倒引当金繰越額}$$

$$\begin{aligned} \text{債券5勘定戻} &= \text{国債等債券売却益} + \text{国債等債券償還益} \\ &\quad - \text{国債等債券売却損} - \text{国債等債券償還損} \\ &\quad - \text{国債等債券償却} \end{aligned}$$

上の定義をみるとわかるように、コア業務純益とは、業務純益から債券5勘定戻を差し引いたものであるが、債券5勘定戻データについては各金融機関ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表上で取り扱いが様々であり、金融庁のホームページ上でも各金融機関の「業務純益」のみ掲載していることから、以下では、データの統一性や入手方法などを考慮して「コア業務純益ROA」ではなく、「業務純益ROA」を比較データとして取り扱うこととする。なお、業務純益ROAは以下のように定義する。

$$\text{業務純益ROA} = \text{業務純益} \div \text{総資産}$$

このデータは金融機関経営の「収益性」を示すものであり、金融機関業務の多様化を反映して、貸出業務など従来の業務利益に限らず、不良債権処理などを進めた結果どれだけの「純益」があがったのかを示すものである。つまり、「本業が儲かっていれば」という大雑把な経営ではなく、他の非金融民間企業同様に収益性を重視した厳しい経営が地域金融機関にも求められているということである。

最後に、「経費率」について見てみよう。経費率については、OHR (Over Head Ratio) と表記されていることもあるが、金融庁では、「業務粗利益に対する経費の割合」として以下のように定義している。

$$\text{経費率} = \text{経費} \div \text{コア業務粗利益}$$

$$\text{経費} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{税金}$$

$$\text{コア業務粗利益} = \text{業務粗利益} - \text{債券5勘定戻}$$

ここでも、分母は「コア業務粗利益」として定義されているが、上述の業務純益ROAと同様に債券5勘定戻については取り扱いが難しいため、以下では、分母を「業務粗利益」として定義する。よって、この論文における経費率の定義は、以下のようになる。

$$\text{経費率} = \text{経費} \div \text{業務粗利益}$$

従来は、経費率を「経費÷貸出総額（または預金総額）」として定義することが多かったが、金融庁がパブリックコメントでも答えているように、「金融機関は様々な業務を行っており、個々の金融機関の経営方針に影響を与える度合いが少ないもの」として、経費率を上のように定義している。経費率は金融機関経営の「効率性」を示すものであり、粗利益1単位あたりどれだけ経費がかかっているかを表している。よって、経費率が高いほど経営効率が悪いということになる。

これまでみてきた指標は、当然、単年度でみるものでなく、経営強化計画書を実行する期間の変化率（改善率）などが重要となってくるが、現時点では、それらの変化率を考察するだけのデータが十分でないため、以下では、直近の各データがどのようなになっているのかのみを分析することにする。

IV. 中国地区の地域金融機関の分析

まず、金融機関の健全性を示す「自己資本比率」と「不良債権比率」について分析をしてみよう。金融庁のホームページ上では、全国の地域金融機関の同データを入手可能であるが、ここでは、分析の対象を筆者の所属機関に関連した中国地区に限定する。図1から図3は、中国地区における各地域金融機関の自己資本比率を、図4から図6は同不良債権比率をグラフにしたものである。いずれの金融機関も自己資本比率においては、国内基準の最低限

度4%を切っているところはない。

これらの二つの健全性指標の関係をみるために作成した図7をみると、地方銀行、第二地方銀行はほぼ同じ領域に属し、大きな差異はない。ただ、その中でも自己資本の高いところほど不良債権の比率が低くなる傾向がみられる。

また、信用金庫は同図の中で円状に拡散している。信用金庫そのものの数が多いこともあって、一定の傾向はみられない。ただし、これは安全性指標を表す自己資本比率および不良債権比率改善への取り組みスピードの差を表している可能性がある。

最後に、同じ図7において信用組合を見てみると、一部自己資本比率が低い上に、不良債権比率が高くなっている領域がみられる一方で、非常に高い自己資本比率をもちながら、ほとんど不良債権を保有していないグループもある。また、自己資本比率が高いほど不良債権比率が低いという傾向は地方銀行、第二地方銀行よりも顕著である。不良債権処理を進めれば、当然、一時的に自己資本比率は低くなるため単年度でデータをみることはあまり意味がないかもしれない。しかし、今後、金融庁による厳しい指導が徹底し、データが正確に時系列で追尾できるようになれば、同図により金融機能強化法を適用し公的資本を導入する金融機関がでてきた場合の傾向を知ることができるようになるだろう。また、同図は、データをプロットしただけのものであるため、一般的な金融機関ユーザーでも容易に作成することが可能である。

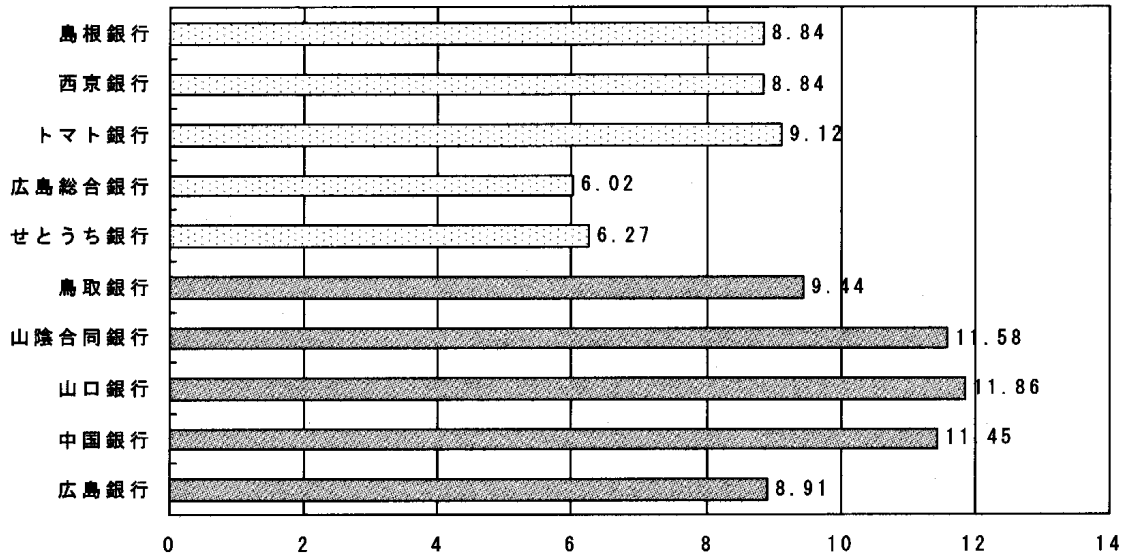


図1 地方銀行・第二地方銀行の自己資本比率

%

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

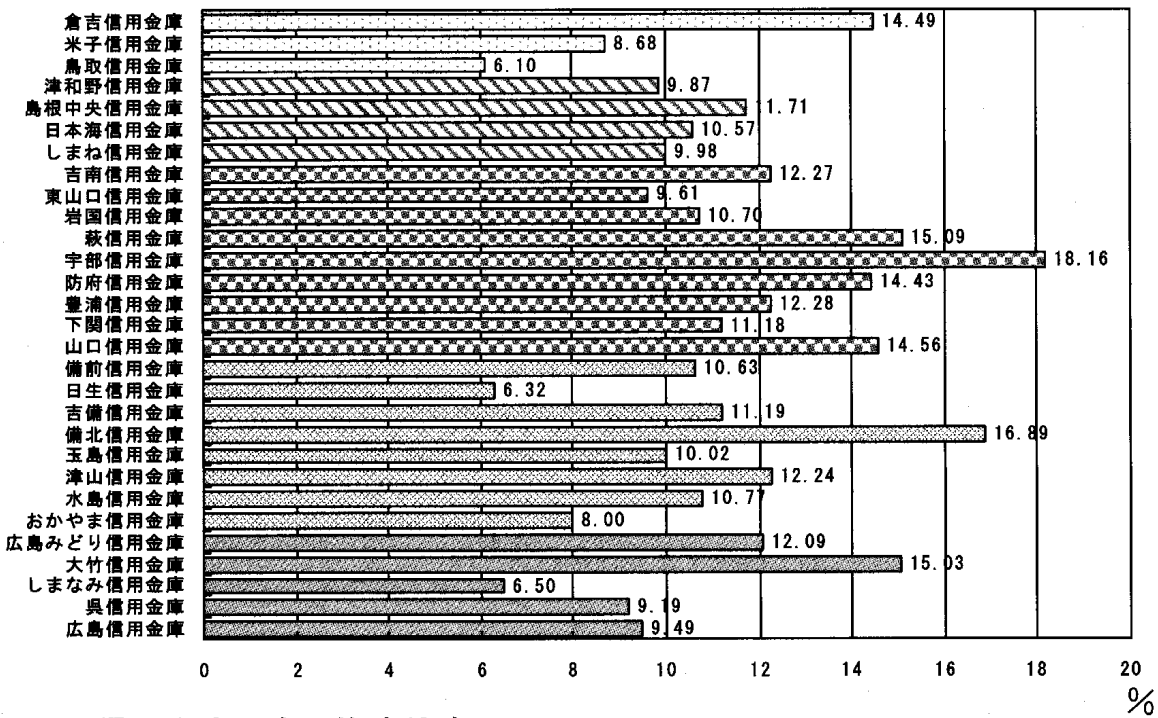


図2 信用金庫の自己資本比率

%

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

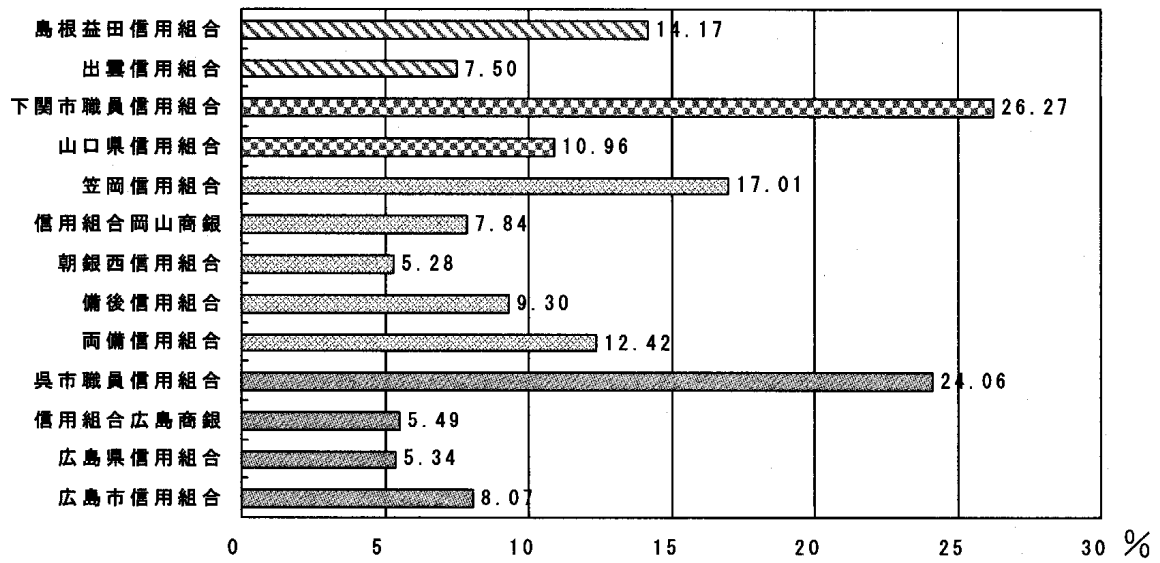


図3 信用組合の自己資本比率

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

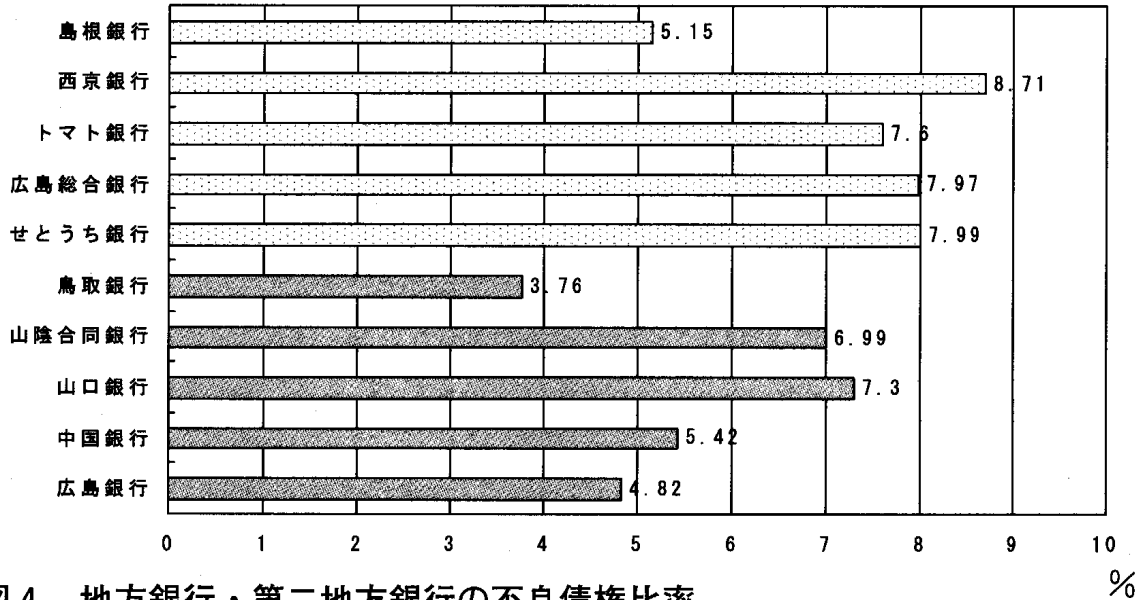


図4 地方銀行・第二地方銀行の不良債権比率

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

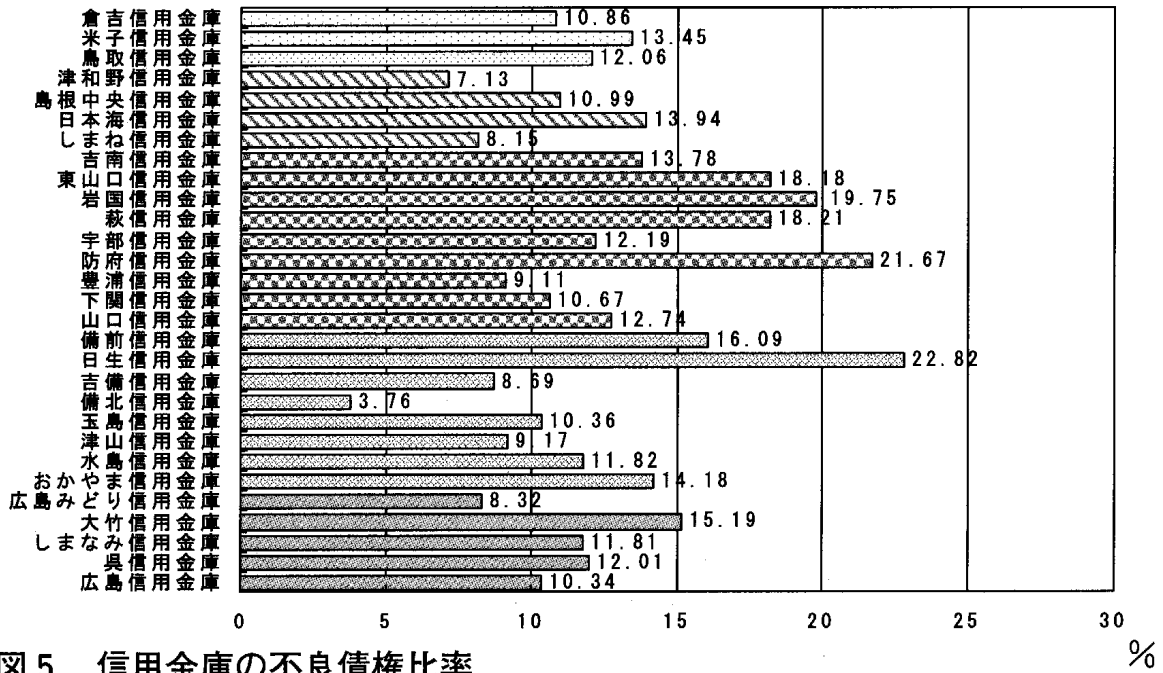


図5 信用金庫の不良債権比率

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

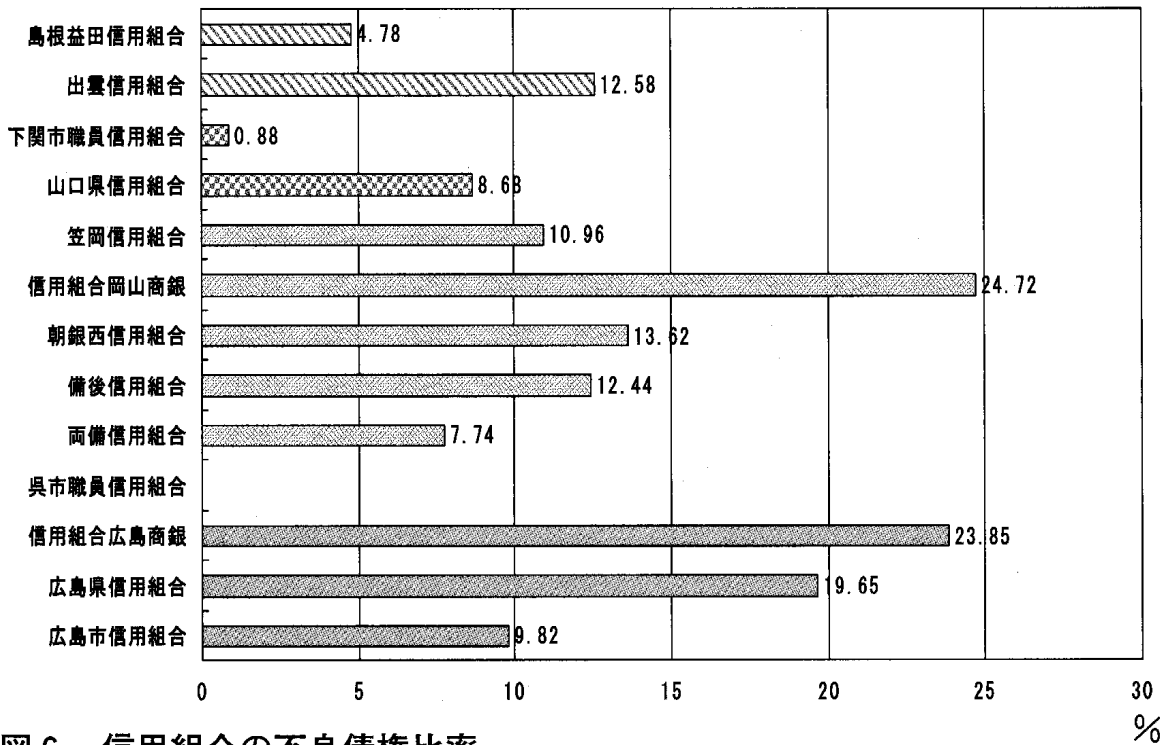


図6 信用組合の不良債権比率

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

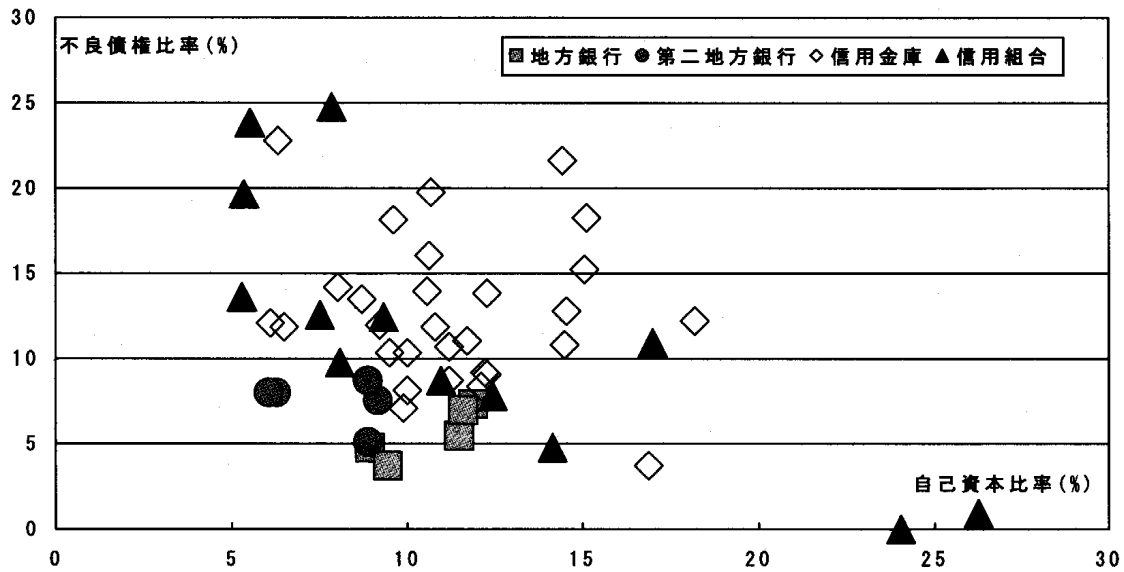


図7 自己資本比率と不良債権比率

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

次に、地域金融機関の収益性と効率性を見てみることにしよう。こちらも同様に中国地区を分析対象としている。図8から図10は中国地区における各金融機関の収益性を表す「業務純益ROA」をグラフ化したものである。また、図11から図13は、同地区金融機関の「経費率」をグラフ化したものである。これらのデータを元に、図14では、金融機関の収益性と効率性を回帰分析したものをグラフ化している。回帰分析の結果は表1と表2に示したとおりである。なお、ここでは、できるだけ各金融機関を利用する一般ユーザーが分析しやすいツールを利用することを前提として表計算ソフトを用いた簡易な分析方法を用いていることに注意してもらいたい。

地方銀行、第二地方銀行ともに、経費率の高いところほど収益率が落ちていく傾向がある。これは回帰分析の結果をみても明らかである。

地方銀行と第二地方銀行を比較した場合、地方銀行の方が収益率に対する経費率の割合が低かった。回帰方程式をみると第二地方銀行の収益・効率線が地方銀行からシフトアップした形になっている。これは、第二地方銀行が地方銀行に比べて収益を確保するためにより経費をかけているということの意味する。これは、今後の分析において、金融機関の資産規模や店舗数、従

業員数、業務内容などを考慮することで、具体的に何が影響しているのか明確な結果がでてくるものと思われる。

信用金庫、信用組合はデータが完全でないので分析不能である。グラフをみるとわかるように、大手金融機関や地方銀行と比べて情報開示への取り組み差は顕著である。もちろん、各機関ともディスクロージャー誌は発行しており、それらを一つずつ取り寄せることで検証は可能であったが、ここでは一般的なユーザーの情報入手容易性も考慮し、各機関のホームページで入手できる情報に限定した。岡山県については全信用金庫の最新データ（平成16年度末データ）が各機関のホームページにて入手できたことは特筆すべきであろう。これらの小規模な協同組織金融機関の収益性を見ると、マイナスデータを含めてデータのばらつきが大きい。これは狭い営業地域で協同組織金融機関が収益機会を奪い合っているオーバーバンキングの可能性を示唆している。また、経費率も広島県の一部協同組織金融機関を除くと、一般的に地方銀行や第二地方銀行に比べて高くなる傾向が見て取れる。

これらの収益性および効率性に関するデータも先の安全性指標と同様に、現在、経費削減に向けての取り組みの過程で一時的に、収益が落ち込んだり、経費が上昇したりするということも考えられるため、単年度ではあまり意味がないという指摘もあるだろう。これは、金融機能強化法の中でも、各データがどれほど改善したのかを重視するという記述にもある。しかしながら、現時点では、データが不十分であるため、時系列を追って変化率等を検証するには難がある。収益性指標である業務純益ROAは金融庁データより容易に算出できるが、金融機能強化法で取り上げられている「コア業務純益ROA」については、各地域金融機関の財務諸表から債券5勘定尻を抜き出し計算しなければならないうえ、データの取り扱いが均一でない。さらに、経費率に関しては各地域金融機関のホームページ上でも単独項目として掲載しているところはほとんどなく、多くは財務諸表から各項目を抜き出し改めて算出する必要があった。一般的な金融機関ユーザーが手軽に検証できるようになるためには、金融庁で公開しているデータの範囲を拡張するか、家森(200

4b)で述べられているように「強制的で統一的な開示ルールは不可欠」であり、ホームページやディスクロージャー誌への掲載義務を徹底する必要があるだろう。

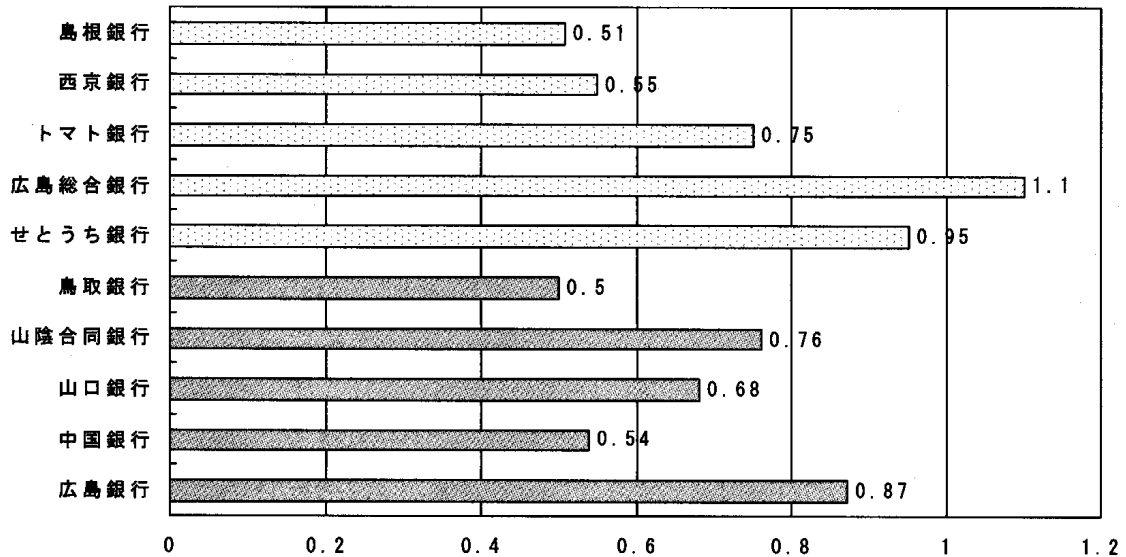


図8 地方銀行・第二地方銀行の業務純益ROA

中国5県（平成16年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

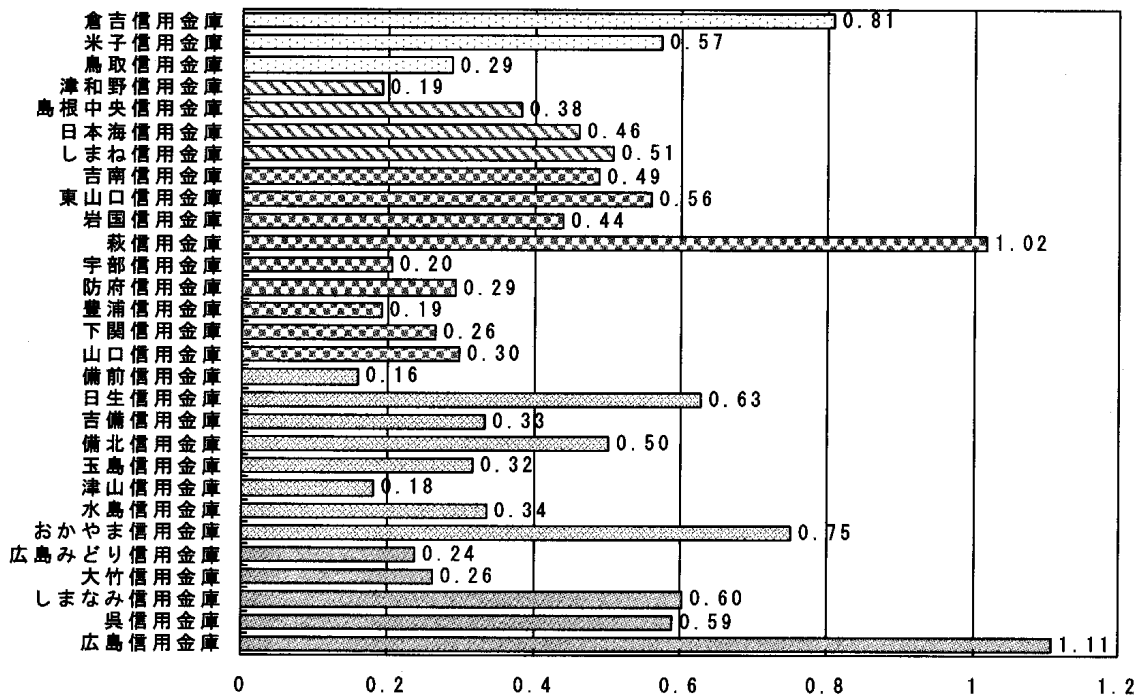


図9 信用金庫の業務純益ROA

中国5県（平成15年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

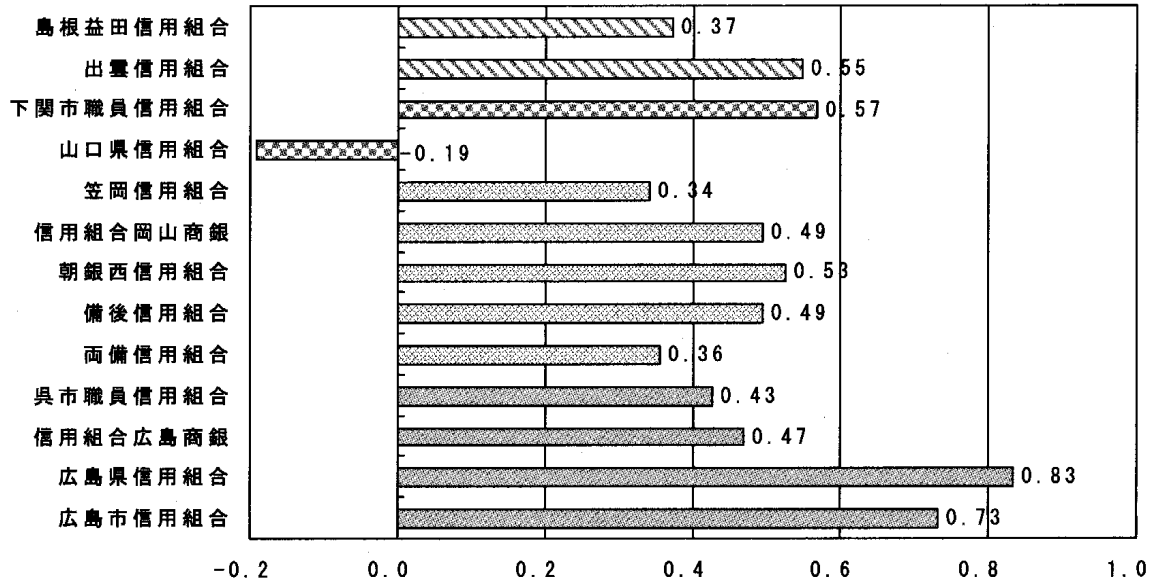


図10 信用組合の業務純益ROA

中国5県（平成15年3月末現在）金融庁ホームページデータより筆者作成

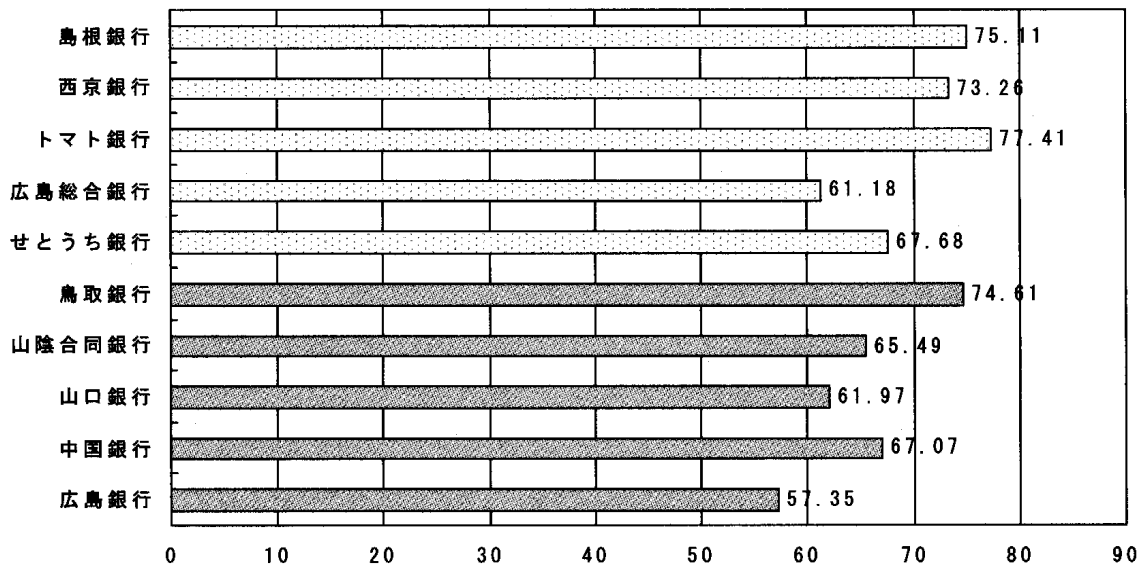


図11 地方銀行・第二地方銀行の経費率

中国5県（平成16年3月末現在）各金融機関ディスクロージャー情報より筆者作成

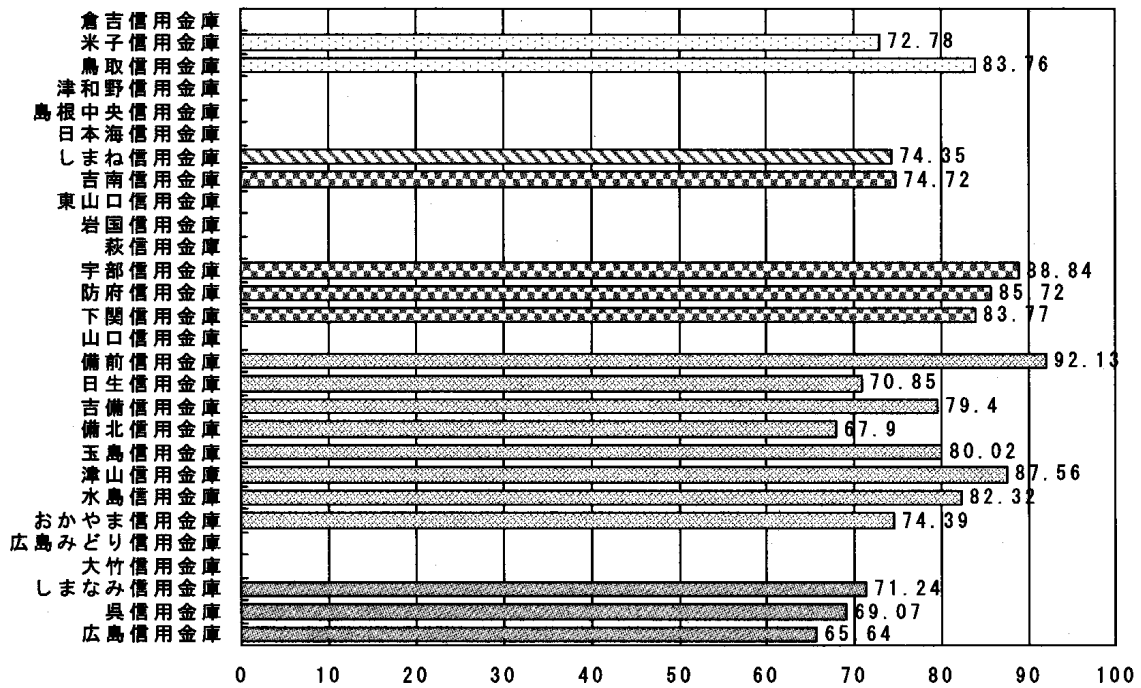


図12 信用金庫の経費率

中国5県（平成16年3月末現在）各金融機関ディスクロージャー情報より筆者作成

平成16年9月時点でHPよりデータ入手が不可能であったものは0としている

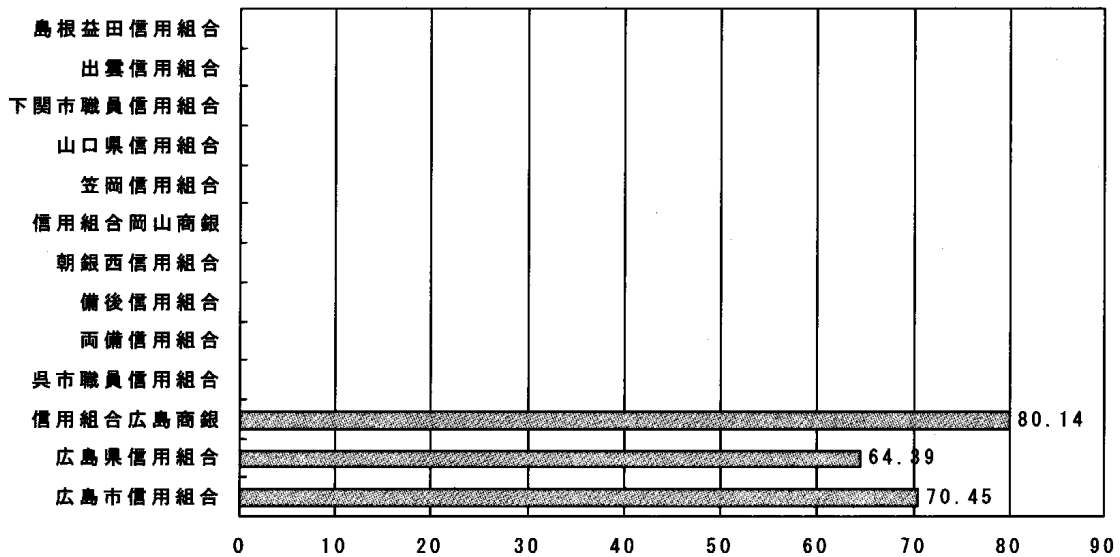


図13 信用組合の経費率

中国5県（平成16年3月末現在）各金融機関ディスクロージャー情報より筆者作成

平成16年9月時点でHPよりデータ入手が不可能であったものは0としている

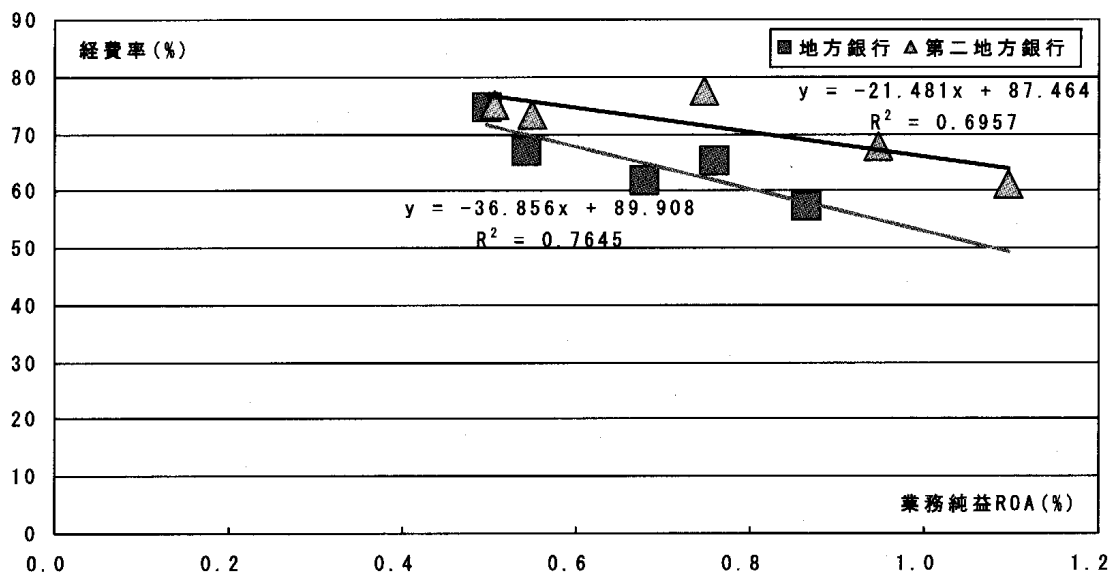


図14 収益性と効率性

中国5県（平成16年3月末現在）各金融機関ディスクロージャー情報より筆者作成

表1 地方銀行の回帰分析結果

Microsoft Excelによる

回帰統計	
重相関 R	0.874368903
重決定 R ²	0.764520979
補正 R ²	0.686027972
標準誤差	3.590782873
観測数	5

分散分析表

	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	1	125.5846994	125.5846994	9.739988412	0.052435017
残差	3	38.68116492	12.89372164		
合計	4	164.2658643			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限95.0%	上限95.0%
切片	89.90753021	8.046936058	11.17288985	0.001536702	64.29858829	115.5164721	64.29858829	115.5164721
X 値1	-36.85557991	11.80929656	-3.12089545	0.052435017	-74.43803212	0.726872295	-74.43803212	0.726872295

表2 第二地方銀行の回帰分析結果

Microsoft Excelによる

回帰統計	
重相関 R	0.834087065
重決定 R ²	0.695701232
補正 R ²	0.59426831
標準誤差	4.1588525
観測数	5

分散分析表

	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	1	118.6289999	118.6289999	6.858732003	0.079075043
残差	3	51.88816236	17.29605412		
合計	4	170.5171623			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限95.0%	上限95.0%
切片	87.46436313	6.582155724	13.28810299	0.00092108	66.51700597	108.4117203	66.51700597	108.4117203
X値1	-21.48072658	8.202137592	-2.618918098	0.079075043	-47.58358905	4.622135892	-47.58358905	4.622135892

V. 中国地区の分析からみる地域金融再編

ここでは、金融機能強化法の概要とこれまでの分析から、地域金融再編の今後の動向について考察してみたい。

金融機関経営者が公的資本の注入による合併を選択すれば、金融機能強化法に基づき、合併後の数値目標達成に追われることになる。まず、安全性を確保するためには、公的資本による自己資本の充実をもってしても、数値目標としての不良債権比率を下げる必要がある。対象金融機関が貸出業務に収益の大部分を依存している場合、不良債権比率を下げるためには、リスク管理手法改善や融資先の企業の選別および監視の徹底などを迫られる。また、新しいリスク管理手法を開発し、融資先のスクリーニング、モニタリングを徹底するためにはコストを上乗せする必要がある。その上で、収益率を上げようとするれば、さらなる経費削減の努力をしなければならない。具体的には店舗の閉鎖、人員整理、ATM網の相互提携などが挙げられるが、大手金融機関と比較して効率化には自ずと限界がある。よって、小規模金融機関同士の公的資本注入による合併は、大幅な収益構造の転換がない限り、一時的な

改善しかもたらさないだろう。

しかし、前述のように中国地区では協同組織金融機関を中心にオーバーバンキングの可能性があり、現状のまま推移するということは考えにくい。

「収益構造の転換」を考慮するのであれば、大手金融持ち株会社を通じた合併、または異業種との連携などが再編のための有力な選択肢になるだろう。また、これまでの実績を踏まえ、地域に根ざした情報生産能力を最大限に活かすのであれば、道州制を睨みながら、地域金融持株会社である「ほくほくFG」（北陸銀行と北海道銀行の経営統合）のように県や地区を超えた広域合併による再編も選択肢に入る。この場合、家森(2004b)で述べられているように地域金融機関が地の利を活かして「顧客を知ること」や「意思決定のスピード」へどのように取り組むのかがポイントとなるであろう。

ただし、各金融機関が時限立法である金融機能強化法による公的資本注入を見送り、結果的に「自然淘汰」による地域金融の再編が進むことだけは回避しなくてはならない。なぜなら、たとえそれがごく短期的な現象であったとしても小さな破綻が地域全体の大規模な金融システム不安に発展する可能性があるからである。

金融機能強化法が安易な合併と公的資本注入を招き、その後のモラルハザードにつながらないように注視する必要があるが、同時に今後の地域金融のあり方については、数の議論（オーバーバンキング論）だけでなく、収益構造そのものについても急ぎ議論を整理する必要がある。

VI. 今後の課題

最後に、今後の研究課題についてまとめてみたい。最初に、本稿では、一般的な金融機関ユーザーを意識し、さらに、金融機能強化法で取り上げられている指標を重視した結果、分析そのものが単純すぎるという点は否めない。本来、銀行経営については、「規模の経済」や「範囲の経済」を考慮しながら分析する必要がある。また、地域間で金融市場の特性が分断されている可能性があり、これらについても検証する必要があるだろう。Kano and

Tsutsui (2000)では、わが国の貸出市場が地域的に分断されているかどうか
が詳細に検証されており、信用金庫の貸出金利を用いた分析では、「貸出金
利に有意な県別格差がみられたが、地方銀行では有意な差がみられなかった」
としている。また、佐竹、筒井(2003)では、「信金王国」と呼ばれる京都の
信用金庫の効率性について分析し、中小企業を中心とした伝統産業が発達し
ていることと併せて、「京都の信用金庫が全国平均に比べて最も効率的なグ
ループに属する」としている。また、「効率的な金融機関ほど貸出シェアが
高くなる」という efficiency structure 仮説を検証し、「1980年代はその仮説が
当てはまったが、1990年代には、逆に効率的な金融機関ほどその後の貸出シェ
アの変化率が低くなる」という仮説と矛盾する結果が導きだされている。特
に、「分析期間中に合併した京都府の二つの信用金庫は、効率性の低下から
経営上の困難に陥っていたが、合併してもその困難の解決にはならなかった」
ことを示している点は興味深い。ただし、同論文において効率性を示す指標
としての経費率が $[(人件費+物件費)/貸出残高(または預金残高)]$ とされ
ている点には注意する必要がある。

次に、本稿では、資金需要側（地域金融機関の利用者）の論理展開がない
という問題点がある。資金供給側だけでは、地域金融全体を分析したことには
ならない。家森(2004a)では、地方金融問題について資金の需要側、供給
側より総合的に分析しており、信用金庫・信用組合については、そのガバナ
ンスの特殊性について言及している。さらに、地域金融機関の「天下り構造」
の分析では、「天下り役員の存在が、金融当局による監視を容易にする一方、
過剰な従業員雇用など支出選好行動を促している可能性」を指摘している。
最後の課題として、分析対象が中国地区に限定されているという点が挙げら
れる。これは単純に時間的な制約もあったが、地域の特性や状況を把握しき
れないという地理的な問題もあった。まずは地理的に近い九州地区や四国地
区について同様の分析を進め、できるだけ迅速に全国的な分析へと拡張して
いきたいと考えている。

(脱稿日：平成16年11月2日)

参考文献

1. Kano, Masaji and Tsutsui, Yoshiro (2000) “Geographical Segmentation in Japanese Bank Loan Markets”, Osaka University OSIPP Discussion Papers In Economic And Business, 00-08, <http://www2.econ.osaka-u.ac.jp/library/global/dp/kano0008.pdf>
2. 金融庁 (2004) 「中小・地域金融機関の主な経営指標」,
<http://www.fsa.go.jp/chusho/shihyou.html>
3. 金融庁 (2004) 『「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」関係政令 (案) 等に対するパブリックコメントの結果について』, <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20040723-3.html>
4. 金融庁 (2004) 「月刊金融庁広報誌アクセスFSA」, 19号,
<http://www.fsa.go.jp/access/access.html>
5. 金融庁 (2004) 「月刊金融庁広報誌アクセスFSA」, 20号,
<http://www.fsa.go.jp/access/access.html>
6. 金融庁 (2004) 「月刊金融庁広報誌アクセスFSA」, 21号,
<http://www.fsa.go.jp/access/access.html>
7. 佐竹光彦, 筒井義郎 (2003) 「なぜ京都は信金王国なのか? Efficiency structure 仮説の視点による分析」, 湯野勉編著『京都の地域金融』, 日本評論社, p.71-108.
8. 筒井義郎 (2003) 「共同組織金融機関の経営効率性」, Osaka University OSIPP Discussion Papers In Economic And Business, 03-10 , <http://www2.econ.osaka-u.ac.jp/library/global/dp/0310b.pdf>
9. 家森信善 (2004a) 『地域金融システムの危機と中小企業金融』, 千倉書房
10. 家森信善 (2004b) 「経済教室 地域金融機関の勝ち残り策」, 日本経済新聞, 平成16年9月14日.